

海外経済要録

米 国

◇国債発行限度の引き上げ

国債の発行限度を引き上げる法案は6月27日議会を通過、同30日大統領の署名を得て正式に成立した。これにより、1962財政年度における国債発行限度は、従来の2,930億ドルから2,980億ドルへと50億ドル引き上げ（恒久限度は2,850億ドルのまま据置き、暫定的限度追加分を80億ドルから130億ドルへ引き上げ）されることとなつた。かかる措置がとられたのは、1962年度中国防・対外援助・社会保障関係支出が増加し、郵便料金の引き上げが議会を通過しない場合の財政赤字は50億ドル近くに達するものと予想され、このため季節的に税収の少ない7～12月には国債発行高が法定限度をこえること必至とみられるからである。

◇住宅法および老齢年金法の成立

住宅法および老齢年金法はそれぞれ6月28日および同29日に議会を通過、同30日大統領の署名を得て正式に成立した。両法案の骨子は次のとおり。

1. 住宅法

この法律は住宅建設促進のための住宅抵当保証条件の緩和措置をはじめ、低所得層のための公営住宅の建設、都市の整備、公共施設の建設などに対する各種の助成措置を含み、これらの融資および贈与にあてるため連邦政府に対して総額4,886百万ドルの支出権限を認めている。

このうちとくに注目されるのは連邦住宅局(FHA)の保証条件の緩和措置であり、その内容は①頭金の引き下げ（たとえば15千ドルの家屋については従来の600ドルから450ドルへ）、②抵当証券の最长期限の延長（30年から35年へ、ただし15千ドル以下の住宅については40年まで）、③FHAの保証ができる抵当証券の最高額の引き上げ（22,500ドルから25,000ドルへ）、④FHAの保証料の引き下げ（抵当証券価格の1%から1/4%へ）から成っている。政府および議会はこの措置により住宅建設の活発化ひいては景気回復のスピード化を期待しているが、①FHAが保証してはたして貸し手が長期の貸出を行なうか否か問題である、②抵当証券の長期化により月々の支払額が小さくなる反面、金利負担の総額が大きくなるというマイナス面がある、などの理由からその効果を

疑問視する向きもみられる。

2. 老齢年金法

この法律は老齢年金の支給金額の引き上げ、支給年齢の引き下げなどを目的とするものであつて、約4百万人の老齢者がこの恩恵を受ける。その内容は次のとおり。

- (1) 年金支給額の最低限度を月額33ドルから40ドルへ引き上げる。適用者218万人。
- (2) 男子の年金支給年齢を従来の65歳から女子と同じく62歳へ引き下げる。適用者56万人。
- (3) 年金受給資格の基準を緩和し、約16万人を支給対象に加える。
- (4) 寡婦年金の支給割合を従来の被保険者の75%から82.5%へ引き上げる。適用者153万人。
- (5) 年金支給年齢に達し、かつ収入のある者に対する年金支給の減額幅を縮小する。

なお、本件実施に伴う所要資金（初年度825百万ドル）は雇用税の16%の引き上げによってまかなわれる。

欧 州 諸 国

◇フランス、国債強制保有率引下げ

国家信用理事会は、このほど国債強制保有率 (plancher de bons du trésor——預金に対し一定率の短期国債の保有を義務付ける制度) を従来の20%から17.5%へ引き下げる旨決定し7月1日から実施した。なお、特別準備制度 (coefficient de trésorerie) の準備率 (現行30%) は変更されない。

本措置は、さる1月の保有率引下げ (25%→20%) に続く2度目のものであるが、1959年以来の健全財政方針の維持とさらに順調な経済拡大に伴う財政収入の増大により国庫の資金繰りが著しく好転し（現在国庫の手元余裕金は100億新フランに達している）、国債を市中で強制消化する必要度が著しく減退してきたためとみられる。

なお、前記のごとく特別準備率はそのまま据え置かれしており、今回の措置はあくまで財政事情の好転に応じてとられたもので、全く金融政策の変化を意味するものではない。しかしながら本措置実施により、とくに今後国債残高の減少に伴い特別準備制度の準備内容は、現金・中央銀行預金・中期信用手形などの割合が増加していくこととなるがこれによって特別準備制度の信用調整機能

は一段と有効性を増すものと期待されている。

アジアおよび大洋州諸国

◇インドの第2世銀からの借款受入れ

インド政府は、かねて第2世銀（IDA）に対し、高速道路建設資金の借款を申請していたが、6月21日、本件に関する借款協定が第2世銀との間に調印された。

本借款額は60百万ドルで、インドの第3次5か年計画（1961年4月～1966年3月）中における世銀および第2世銀借款（1961、62両年度分計4億ドル）の一部をなすものであり、同計画中のマハラシュトラ、西ベンガル、オリッサ、ビハール4州の高速道路660マイルおよび橋梁19の建設資金にあてられる。融資条件は、返済期間50年、無利息とインド側にとってきわめて有利となっている。

なお、本借款は、第2世銀発足（1960年11月8日業務開始）以来、中米のホンジュラス（高速道路建設、9百万ドル、無利息）に次いで2番目である。また、返済方法などは明らかにされていないが、下記ホンジュラスの例にほぼ近いものとみられる。

- (1) 返済通貨……米ドル
- (2) 返済方法……10年据置後、10年間に借款総額の10%を均分返済、次の30年間に残り90%を均分返済。
- (3) 利息……無利息、ただし手数料（service charge）として毎年借款残高の3‰を徴収。

◇パキスタンの1961年下期の輸入政策

パキスタン政府は6月28日、本年下期（1961年7～12月）の輸入政策を発表、包括輸入許可制度（Open General License System）の対象品目を拡大し、さらに輸入制限の緩和を行なった。同国では配給および価格統制の漸進的撤廃方針のもとに、生産を増強し、また諸物価の高騰を抑制すべく昨年下期以降漸次輸入制限の緩和を進めてきたが、政府は今後も外貨事情の許す限りこのような措置を拡大して輸入の自由化を図る方針を打ち出している。今回の輸入緩和措置の概要は次の通り。

- (1) 今回あらたに化学薬品、ソーダ灰、染料、軸受け、ゴム、トラックなど38品目（従来は自動承認制度の対象品目）がOG L品目に追加され、同制度の対象品目は49（総輸入許可品目の約3割）となった。ただし追加品目については、未開発州の産業振興を促進する意図から、すでに開発の進んでいるカラチ州には適用が除外された。
- (2) 輸入承認額（注）の75%を輸入したものは、その後

は船荷証券を提示すれば自動的に追加承認を受けることができる。なお金額的制限はごくわずかの価格変動の激しい品目に限られる。

（注）同制度では品目別に輸入業者1件当たりの申請額限度が定められている（鉄鋼金属—10千ルピー、ソーダ灰—5千ルピー、非鉄金属および鉄合金—20千ルピーなど）。

◇日本・インドネシア友好通商条約の調印

日本・インドネシア友好通商条約は7月1日東京において調印された。本条約は、日本が戦後結んだ東南アジア関係の通商条約としては、フィリピン（1960年12月9日調印）、パキスタン（1960年12月18日調印）に次ぐ3番目のものである。

本条約は出入国・滞在・旅行・居住、事業活動、身体および財産権（著作権および工業所有権を除く）の保護、関税、貿易、為替管理などの事項について相互に最惠国待遇を与えあうことを内容としている。また本条約に関連して、インドネシアの対日輸出増加の具体策を協議すること、経済使節団の交換、海運の促進および増大のための協力、インドネシアの海運実習生の研修、事業活動においては公正無差別を原則とすることおよび商業採算を考慮すること、貿易および経済協力に関する合同協議会の設置などを決めている。

なお、本条約において、日本・パキスタン条約同様航海条項が除かれているのは、インドネシア側に総合開発8か年計画（本月報前月号参照）の実施により、自國商船隊の建造をみるとまでは見送りたいとの意向があったことによるものといわれる。また、西イリアンは、インドネシアとオランダの領有紛争にかんがみ、本条約の適用地域から除外されている。

◇タイランド銀行の輸出前貸手形再割引範囲拡大

タイランド銀行（中央銀行）は、従来L/C付きの輸出前貸手形に対し、輸出契約金額の70%を限度として再割引を行なっていたが、5月8日から再割引の範囲を拡大し、L/Cが未発行であっても輸出契約の成立が確認された輸出前貸手形については、下記の点を条件として、輸出契約金額の60%まで再割引に応ずることとした。

これは、開発6か年計画（1961年～66年）の実施に伴い、輸入需要が今後増大するとみられる事情に対処し、タイランド銀行がいっそうの輸出促進を図るため実施したものである。

今回の措置で再割引の対象となる輸出前貸手形は、次の条件を備えたものとされている。

- (1) 信用ある輸出業者が、輸出契約書または発注書によって振り出した手形であること。

- (2) 手形金額がバーツ貨で表示されていること。
- (3) 原輸出手形が一覧払の場合は船積み後10日以内を、期限付きの場合はその手形の満期後10日以内を、それぞれ期限とする手形であること。
- (4) 再割引後90日以内に満期の到来する手形であること。

◇台湾における中央銀行の復業について

台湾においては、中華民国政府の台北遷都（1949年）と同時に、中央銀行も本店（注）を大陸から台北に移転し、その業務については、省銀行たる台湾銀行に代行させてきたが、7月1日いよいよ中央銀行の復業をみ、ここに大陸時代の政府系銀行は中国農民銀行を除いて全部再開された。

（注） 機構は、総裁以下重役13名、業務局長1名、その他職員約200名。業務は、台銀への委任業務監督を主とし、かたわら復興準備を進めていた。

中央銀行の復業は、かねての懸案であったが、最近台湾の経済情勢も政府移転後の混乱から落ち着きを取りもどしているので、国民政府は先般來100元券発行（本年6月8日）、自由相場水準への外国為替公定相場の引下げ（同6月1日）、市中預金、貸出金利の引下げ（同6月21日）など一連の金融体系整備を進めており、中央銀行の復業もこの線に沿って実施されたものとみられる。

復業にあたっては、台湾の金融経済に急激な影響を与えないよう配慮し、台湾銀行からの引継ぎには、中央銀行機能の全面的移管、台湾銀行の省銀行化などを避け、漸進的な措置を講じているのが注目される。すなわち、

- (1) 従来は中央銀行員を台湾銀行に派遣して発行、還収を管理するにとどめたが、今後は中央銀行が直接通貨発行権を執行し、発行に伴う資産、負債はすべて台湾銀行から中央銀行に移管して発行準備を中央銀行が保管し、発行費用は中央銀行が負担する。

しかし、新規に中央銀行券を発行せず従来の台湾銀行券をそのまま流通させ、発行事務を引き続き台湾銀行に行なわせ、代理発行制の形式をとる。これは1949年6月1日、台湾銀行券を4万分の1に切り下げる、その通貨信用のばん回に長年月を要した苦い経験にかんがみ、幣制に手をつけることを回避するとともに、台湾は国民政府の一地方区との名目をも考慮したためとみられる。

- (2) 従来、中央銀行は、台湾銀行の背後にあって弱い発言権の座にあったが、今後は、金融政策の衝にあたることとなり、自ら、市中銀行に対する貸付、再割引を行ない、台湾銀行を含む市中銀行預金の現金支払準備金および保証準備金を台湾銀行から移管し、国庫經

理などの業務を行なうことになった。

(3) 中央銀行は、外貨の集中管理にあたることになっているが、さしあたりは、従来どおり台湾銀行に代行させる。また公定相場による外国為替売買は、引き続き台湾銀行に行なわせる。

(4) 現在台湾銀行が管理中の米国援助見返資金（約30億元＝約7.5億米ドル）の中央銀行への引継ぎは、なお懸案事項となっている。台湾銀行は、本見返資金を公営事業に対して貸し付けているので、目下、中央銀行と台湾銀行の間で、中央銀行がいったん本見返資金を台湾銀行から引き揚げ、これを再預託する具体的方法について検討中と伝えられる。

◇台湾の市中金利引下げ

台湾銀行は、市中預金、貸出金利を次のとおり引き下げ、6月21日から実施した。

1. 預金

当 座	月 0.12% (改訂前 0.24%)
通 知	〃 0.15" (〃 0.3 ")
定期1か月	〃 0.45" (〃 0.6 ")
〃 3か月	〃 0.6 " (〃 0.75 ")
〃 6か月	〃 0.9 " (〃 1.05 ")
〃 1 年	〃 1.2 " (〃 1.42 ")
〃 2 年	〃 1.23" (〃 1.46 ")
〃 3 年	〃 1.26" (〃 1.5 ")

2. 貸出

信 用 貸 付	月 1.56% (改訂前 1.74%)
担保貸付1年以内	〃 1.35" (〃 1.5 ")
1年をこえるもの	〃 1.68" (〃 1.83 ")
手 形 割 引	〃 1.35" (〃 1.5 %)
台湾銀行の再割引	〃 1.2 " (〃 1.35 ")

台湾では、金利水準がきわめて高いため企業の金利負担が利益率を上回っている状況にある。たとえば、1年をこえる担保貸付月利1.83%は年利（複利）約25%となるが、一方、台湾における優良企業とみられている台湾セメント公司の年間利益率は21%見当にとどまるといわれている。

今回の措置は、最近経済が落ち着いてきたので、この機会をとらえて上述の高金利を少しでも是正しようとしたものである。なお、前回の金利引下げは1959年1月に行なわれた。

◇ニュージーランドの輸入政策

ニュージーランド政府は、同国の外貨事情悪化に対処して4、5両月に続き6月も輸入制限をさらに強化し

た。すなわち、4月まで前年の輸入実績の50%まで輸入ライセンスを追加発給する“Replacement”ライセンス制を取り止めたが、引き続き5月には本年度輸入ライセンスの有効期限を3か月以上延長し本年度（1月～12月）輸入分を明年度に繰り延べさせ本年輸入分を抑制する方針をとった。しかし、その後も醣農品市況が回復しないため輸出が不調で、外貨事情は改善をみず、しかもこれから輸出閑散期にはいるので、輸出ならびに外貨事情の見通しは楽觀を許さない状況にある。このため、6月には、前記輸入ライセンス有効期限の延長をさらに明

年6月まで延ばした。ただ輸入原材料の窮屈化を避けるため、国内産業用原材料および必需品に限り総額約1.7億ドルの追加輸入ライセンスを発給することとした。以上により年間約1.4億ドルの輸入削減（1960年輸入実績7.8億ドルの2割見当）、が期待されている。

なお、上記調整による追加輸入ライセンスの発給は1960年輸入実績の10～25%程度にとどめられており、わが国的主要輸出品である繊維製品は同10%となってい